

事務局 本日は、大変お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。
私学振興課 副課長の廣石でございます。
審議に入るまでの間、私の方で進行を務めさせていただきます。

事務局 (配布資料、差替資料の確認。)

事務局 (出席委員数を確認。神奈川県私立学校審議会会議運営規程第4条の条件を
充足し、本日の私立学校審議会が成立していることを報告。)

1 議事録署名人の指名

会長 それでは、ただいまから令和7年度第4回私立学校審議会を開会いたします。
まず、本日の会議の議事録署名人を決めさせていただきます。私から御指名申
し上げてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

会長 御異議がないものと認め、私から御指名申し上げます。石渡委員と清水委員
のお二人にお願いいたします。

《両委員了承》

2 会議の非公開の決定

会長 それでは、審議に入らせていただきますが、当審議会の会議の公開について
は、諮問案件及び了承案件については非公開とし、その他の事項については、
その都度、会議に諮って公開又は非公開を決定することとしております。

本日の議題には、諮問案件のほかに、「その他」がございます。本日の「そ
の他」は、学校法人に関する情報が含まれないため公開とすることで御異議ご
ざいませぬか。

委員一同 異議なし

会長 御異議がないものと認め、「議題2 その他」については、公開とすること
に決しました。

公開する議題については、「神奈川県私立学校審議会傍聴細則」により、先
に審議等を行うこととされているため、はじめに「議題2 その他」に入らせ
ていただきます。

これより、傍聴を希望する方がいる場合は、入室を許可します。

事務局 傍聴人はおりません。

3 その他

- (1) 「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」の一部改正について
(国基準改正に伴う所要の改正)

会長 それでは、「議題2 その他」について、事務局から説明願います。

事務局 こちらは、学校教育法の一部改正及び関係省令の改正により、令和8年4月1日より、専修学校に関する国の設置基準が改正されることに伴い、県の基準を改正するものです。

右肩に「その他」と記載がある資料をご覧ください。

では、「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」の一部改正について簡潔に説明します。

「1 学校教育法改正の概要」ですが、「ア」として、専修学校専門課程の在籍者の呼称を、「学生」とすることとされました。

また、「イ」として、すべての専修学校専門課程が単位制に移行するとともに、修了に必要な最低単位が示され、1単位あたりの授業時間数についても、講義・演習と実験・実習・実技に区分し、それぞれ1単位あたりの授業時間数の目安が定められました。

「ウ」について、従前専修学校専門課程の卒業生に「専門士」の称号を授与するためには、課程ごとに文部科学省の告示により指定を受ける必要があったところ、今回の法改正により、令和8年4月1日以降の入学生については、「修業年限2年以上かつ62単位以上の専門課程を修了」することで、学校教育法に基づき、大学編入資格及び専門士の称号が付与されることとなりました。この専門士の資格を付与することもできる専修学校専門課程を改正法では特定専門課程と言っております。

「エ」について、特定専門課程を持つ専修学校は、所轄庁である県への届出により、専攻科の設置を行うことができることとなりました。

「オ」について、専門課程を置く専修学校には、大学と同等の項目での自己点検評価が義務付けられるとともに、5年以内に1回、第三者評価を受ける努力義務が設けられました。

続きまして、「2 県基準の改正」をご覧ください。

「ア」について、これまで「生徒」と記載していた箇所について、専門課程の在籍者は「学生」と称することとなった一方、高等課程の在籍者は「生徒」のままであることから、「生徒等」に置き換えることとしました。

「イ」について、国の「専修学校設置基準」が一部改正されたことに伴う条ズレ、単位制への移行に伴い、「授業時数」と記載していた箇所を「時間」に修正することとしました。

説明資料裏面、「新旧対照表」をご覧ください。

第2条の条ズレに係る修正のみ、今回の学校教育法改正に伴う修正ではなく、改正私立学校法が令和7年4月1日付で施行されたことに伴うものです。修正漏れが判明したため、今回の修正と併せて修正させていただくものです。

第2条第3項において、「生徒又は学生」を「生徒等」と定義し、以降の条文において「生徒」とされていた箇所を「生徒等」に置き換えております。第3条、第12条第3項も同様の修正です。

第4条第2項では、学校教育法における参照条文を修正するとともに、「授業時数」を「時間」と置き換えております。

施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。

会長 説明が終わりましたので、御質問、御意見のある方は、御発言をお願いいたします。

会長 御発言がないようですので、「議題2 その他」については終了します。

4 諮問案件

(1) 学校の廃止認可について

(学校法人の解散認可2件を含む)

幼稚園 10件及び専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(2) 専修学校の目的変更認可について

(課程廃止認可1件を含む)

専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(3) 専修学校の目的変更認可について

専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(4) 専修学校の課程廃止認可について

専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(5) 学校の設置者変更認可について

